



令和7年（2025年）3月19日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市環境審議会

会長 藤井 徹生



下関北九州道路環境影響評価準備書について（答申）

令和6年（2024年）11月27日付け下環政第2812号で諮問のありました「下関北九州道路環境影響評価準備書について」につきまして、環境に及ぼす影響に配慮された事業となるよう、委員それぞれの経験や考えに基づき審議いたしました。

市長におかれましては、別紙事項を参考に山口県知事に意見書を提出されるよう答申いたします。

別紙

1 全般的な事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、事業計画や環境保全措置について地元住民への分かりやすく丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民からの環境に関する要望・苦情等に適切に対応すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて、関係行政機関と十分に協議を行うこと。
- (3) 本事業は、供用後に野生鳥獣の道路内への侵入や構造物への衝突による事故の発生が想定されるため、ドライバーの安全確保及び野生鳥獣との共存を推進するよう、侵入防止柵の設置等の環境保全措置については、道路構造の設計段階から現地条件等に応じた効果のあるものとすること。
- (4) 本事業の実施者では十分吸収されない既存の下関都市計画道路への環境影響については、都市計画決定権者が適切に対応すること。

2 個別の事項

(1) 大気質・騒音・振動

- ア 本事業は、下関市、北九州市の都市部を結ぶ循環型ネットワークの形成により交通量の増加が見込まれるため、既存道路との接続位置及び道路の詳細設計等の検討にあたっては、都市計画決定権者を含めた関係機関と連携して、当該道路の将来交通量だけでなく、当該道路の供用に伴い変化すると想定される周辺道路の将来交通量も含めて検討し、生活環境への影響が少なくなるよう十分な配慮を行うこと。
- イ 交通量予測に基づく大気汚染物質発生量には想定外の渋滞発生等の不確実性が存在することが懸念されるため、供用後に想定されない影響が発生した場合は、事後調査の実施や追加の環境保全措置について検討すること。
- ウ 遮音壁については、事業実施段階における住居等の立地状況や本事業と類似する先行事例における騒音の状況を踏まえ、設置する区間及び種類等を適切に設計すること。

(2) 水質

- ア 工事の実施にあたっては、突然の大雨による海、河川等への土砂流出防止のため、最新の知見や技術等を最大限取り入れて、現地条件等に適した環境保全措置を講じること。
- イ 水底の掘削工事の実施にあたっては、関門海峡という強い潮流が発生する条件下における海面汚濁防止の徹底を図るため、最新の知見や技術等を最大限取り入れて、現地条件等に適した環境保全措置を講じること。

(3) 動物・生態系

- ア 工事においては長い期間を要することが想定されることから、注目種の生息の状況変化だけでなく、食物連鎖に関連してそれらの餌資源となる生態系に及ぼす影響の程度を適切に把握するため、必要に応じて、追加の現地調査及びその結果を踏まえた適切な環境保全措置を講じること。
- イ 事業実施により生息環境が保全されない可能性があるミサゴ、フクロウ、スナメリについては、工事中の環境保全措置のほか、工事前から工事中において事後調査としてモニタリング調査の実施が計画されているが、必要に応じて、その結果を踏まえた追加の環境保全措置を講じること。
- ウ 鳥の渡りやバードストライクについては、過去の長大橋の建設における実績データ並びに最新の知見や技術等を積極的に取り入れて、環境保全措置がより効果のあるものとすること。

(4) 景観

- 橋梁部分については、身近な景観に大きな変化を与えることは避けられないことから、周辺景観と調和したデザイン・色彩の検討を行うだけでなく、代償措置として、市民に愛される関門海峡における新しい景観のシンボルとなるよう配慮すること。その際、市民の意見を踏まえる等、親しみを増すような取組を進めること。